

諮問番号：諮問第 8 号

答申番号：答申第 8 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡県精神保健福祉センター所長が審査請求人に対して平成 28 年 4 月 13 日付けで行った精神障害者保健福祉手帳交付決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

① 審査請求人の主張の要旨

障害等級の再認定を求める。病状は当時よりひどく、就労不可なのに、なぜ 3 級なのか。障害の状況を適切に反映していないのではないか。

② 審査庁の主張の要旨

本件処分は適正かつ妥当に行われたものであるので、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、審査請求人の精神障害の状態が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号。以下「政令」という。）で定める精神障害の状態に該当するか否か、該当するとすればどの障害等級に該当するかということにある。

処分庁は、手帳の交付（更新）決定に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）上の審査基準として、「福岡県精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」（以下「判定基準」という。）及び「福岡県精神障害者保健福祉手帳の障害等級判定基準の運用に当たっての留意事項」（以下「留意事項」という。）を設定しているため、以下では、本件処分が法令並びに判定基準及び留意事項に沿って適正に行われたかを判断する。

判定基準において、障害等級の判定は、①精神疾患の存在の確認、②精神疾患（機能

障害)の状態の確認、③能力障害(活動制限)の状態の確認、④精神障害の程度の総合判定という順を追って行うこととされているところ、本件申請の添付書類である医師の診断書によると、次のことがいえる。

- ① 精神疾患については、気分(感情)障害及び器質性精神障害の存在が認められる。
- ② 精神疾患(機能障害)の状態については、判定基準において3級の基準として示されている「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」及び「記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの」に当たると認められる。
- ③ 能力障害(活動制限)の状態については、政令第6条第3項において3級の基準として定められている「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」とは認められるものの、同項において2級の基準として定められている「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とまでは認められない。
- ④ 審査請求人の障害等級を判定するに当たって他に考慮すべき特段の事情も認められないため、審査請求人の精神障害の程度を総合的に判断すると、3級に該当すると認められる。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成28年11月17日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年12月26日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、病状が当時よりひどくなっていることと就労不可であることを理由に、3級の判定は適当ではない旨の主張をしているところ、処分庁は、手帳の交付(更新)決定に係る行政手続法上の審査基準として、判定基準及び留意事項を設定しているため、

本件審査請求の争点は、本件処分が審査請求人の状態を踏まえて法令並びに判定基準及び留意事項に沿って適正に行われたかということになる。

判定基準において、障害等級の判定は、①精神疾患の存在の確認、②精神疾患（機能障害）の状態の確認、③能力障害（活動制限）の状態の確認、④精神障害の程度の総合判定という順を追って行うこととされているところ、本件申請の添付書類である医師の診断書によると、次のことがいえる。

- ① 精神疾患については、気分（感情）障害及び器質性精神障害の存在が認められる。
- ② 精神疾患（機能障害）の状態については、病状・状態像等の具体的程度、症状、検査所見等から、判定基準において3級の基準として示されている「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」及び「記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの」に当たると認められる。
- ③ 能力障害（活動制限）の状態については、政令第6条第3項において3級の基準として定められている「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」とは認められるものの、障害福祉等のサービスの利用状況等から、同項において2級の基準として定められている「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とまでは認められない。
- ④ 審査請求人の障害等級を判定するに当たって他に考慮すべき特段の事情も認められないため、審査請求人の精神障害の程度を総合的に判断すると、3級と判定した本件処分は妥当であると認められる。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もない。

以上のことから、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

福岡県行政不服審査会

会長 木 佐 茂 男

委員 倉 員 央 幸

委員 藤 本 美佐子